

第6次N A C C Sにおける原産地証明書識別のコード体系（接続試験）

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁）+ 原産地証明者等区分（1桁）+ 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分		貨物の種類			
W K	国定・W T O協定	T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	一般特恵	A	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】	
G S	一般特恵	A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）		J	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等及び自国関与証明書を提出】	
S G	日シンガポール経済連携協定	P	製造者による原産品申告書		B	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【C O等及び累積加工製造証明書を提出】	
M X	日メキシコ経済連携協定	E	輸出者による原産品申告書		P	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【C O等を提出】	
M Y	日マレーシア経済連携協定	I	輸入者による原産品申告書		C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】	
P H	日フィリピン経済連携協定	O	原産地証明書等の提出が不要な場合		T	少額貨物扱い【C O等提出なし】	
C L	日チリ経済連携協定	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む			M	特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物	
T H	日タイ経済連携協定						
B N	日ブルネイ経済連携協定						
I D	日インドネシア経済連携協定						
V N	日ベトナム経済連携協定	E P A		1	E P A関税割当品目で、E P A関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A関割証明書及びC O等を提出】		
C H	日スイス経済連携協定			2	E P A関税割当品目でE P A関割証明書があり、少額扱い貨物【E P A関割証明書提出、C O等提出なし】		
I N	日インド包括的経済連携協定			3	E P A関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A関割証明書提出、C O等提出なし】		
P E	日ペルー経済連携協定			4	E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【C O等を提出】		
A U	日オーストラリア経済連携協定			5	少額扱い貨物【C O等提出なし】		
A S	日アセアン包括的経済連携協定			6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【C O等提出なし】		
				7	E P Aに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物		
W T O国定協定				G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【C O等を提出】		
				R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【C O等提出なし】		
				S	輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物【C O等を提出】		
				N	原産地が確認できない貨物【C O等提出なし】		

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易入力コードでの入力が可能

原産地証明書識別コード	簡易入力コード
-------------	---------

下表の原産地証明書識別コードについては、簡易入力コードでの入力が可能

	原産地証明書識別コード	簡易入力コード
1	WKOR	R
2	WKON	N

当該コードは接続試験用であり、今後変更される場合がございます